

別表第1 (第4条関係)

1 補助事業者	2 補助対象経費	3 補助基準額	4 補助率	5 補助限度額
<p>県内で次に掲げる事業所を設置している法人等 (地方公共団体、一部事務組合、広域連合及び独立行政法人を除く。)</p> <p>(1) 高齢者関係施設又は事業所 ア 養護老人ホーム イ 特別養護老人ホーム ウ 介護老人保健施設 エ 介護医療院 オ 軽費老人ホーム カ 小規模多機能型居宅介護事業所 キ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ク 認知症対応型共同生活介護事業所 ケ 有料老人ホーム(特定施設の指定を受けている施設に限る) コ 通所介護事業所 サ 通所リハビリテーション事業所 シ 認知症対応型通所介護事業所</p> <p>(2) 障害児・者関係施設又は事業所 ア 障害者支援施設 イ 障害児入所施設 ウ 共同生活援助事業所 エ 短期入所事業所 オ 福祉ホーム カ 療養介護事業所 キ 生活介護事業所 ク 自立訓練事業所 ケ 就労移行支援事業所 コ 就労継続支援A型事業所 サ 就労継続支援B型事業所 シ 児童発達支援事業所 ス 放課後等デイサービス事業所 セ 保育所等訪問支援事業所</p> <p>(3) 児童関係施設 ア 乳児院 イ 児童養護施設 ウ 児童心理治療施設 エ 母子生活支援施設 オ 自立援助ホーム カ ファミリーホーム</p> <p>(4) 救護施設</p>	<p>(1) 緊急避難用施設改修事業 地震、津波等の災害発生時に入所者、職員等が屋外、屋上等に緊急に避難することが可能となる施設改修に要するための次に掲げる経費 ・工事費</p> <p>(2) ガラス飛散防止改修事業 地震等の災害発生時に、入所者、職員等をガラス飛散の危険から守るため、ガラス飛散防止フィルムの貼付け工事等の施設改修を実施するために必要な経費 ・工事費</p>	<p>1 事業所(同一施設内に一の者の経営する複数の事業所がある場合は、当該複数の事業所を合わせて1事業所とみなす。以下この表において同じ。)当たり 600万円以内</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>1 事業所当たり 300万円</p>
		<p>1 事業所当たり 20万円以上 250万円以内</p>	<p>3分の1以内</p>	<p>1 事業所当たり 833,000円</p>